

障 発 0331 第 13 号
こ 支 障 第 82 号
令 和 7 年 3 月 31 日

各 $\left[\begin{array}{c} \text{都 道 府 県 知 事} \\ \text{市 区 町 村 長} \end{array} \right]$ 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)
こども家庭庁支援局長
(公 印 省 略)

「補装具費支給事務取扱指針」の一部改正について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく補装具費支給制度について、今般、「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示 528 号）」の一部の改正を行った。

これに伴い、「補装具費支給事務取扱指針」の制定について」（平成 30 年 3 月 23 日付け障発 0323 第 31 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）で定める補装具費支給事務取扱指針の一部を別紙のとおり改正し、令和 7 年 4 月 1 日から適用することとしたので、御了知の上、管内関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。